2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社グライダーアソシエイツ 社長室長 永田康太郎

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い (案)」についてのコメント

質問1~質問4

【意見】

報酬性がないと考え、この提案に同意しない。

【理由】

- ① 独立した第三者評価機関の評価に基づき、公正価値としての対価の実際の支払いこみを持って発行しているものであり、報酬性はないと考える。
- ② 公正価値での発行であるため、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税 事由が生じないとされており、給与所得ではないという扱いになっている。
- ③ いわゆる持株会との取扱いが異なることになる理由が説明できない。
- ④ 公正価値での新株予約権への投資制度であるため、株価が下落する際など、当初の取得時に払い込んだ投資元本が毀損する可能性があるのが有償新株予約権であり、そもそも損失が発生する報酬制度は存在しない。
- ⑤ 未公開企業では、資本政策の手段としても活用されており、その活用も制限されることになるため、ベンチャー企業の育成の阻害要因ともなる。

以上